

奈良市私道整備事業補助金交付要綱改正の概要

【改正の目的】

昨今私道整備に関する相談・要望が多岐に及んできたが、現行の補助制度においては条件等を満たさず、補助対象に至らなかったものもある。

私道は所有者がその安全管理責任を負うが、市民の日常の安全安心な通行の確保のため、私道整備事業補助の充実は必要であると思える。

以上のことから、さらに活用しやすく、効果的な私道整備事業補助金交付制度を目指し、過去に複数の相談のあったもので、見直しにより申請の門戸を広げると期待できる内容の見直しを図る。

【改正の概要】

1. 補助対象者の追加

私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者を追加。

2. 補助対象私道の幅員要件の緩和

最低幅員 1.8メートル → 0.9メートルに緩和

3. 補助対象私道から最低幅員4メートル以上の公道に接続する道路の幅員の見直し。

補助対象私道の最低幅員が1.8メートル以上の場合 → 1.8メートル以上。

補助対象私道の最低幅員が0.9メートル以上1.8メートル未満の場合 → 0.9メートル以上。

4. 別表(第5条関係)の見直し

ア. 補助対象私道の要件(性格)、を

- ① 4メートル以上
- ② 1.8メートル以上4メートル未満
- ③ 0.9メートル以上1.8メートル未満

の3つに設定し、それぞれ補助率、補助限度額を設定する。

イ. 文言整理

本則に合わせて文言整理を行う。

- ① 最少幅員 → 最低幅員
- ② 交通安全施設 → 交通安全施設整備工事
- ③ その他 → その他市長が特に必要があると認める工事

奈良市私道整備事業補助金交付要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る次の各号のいずれかに掲げる者（団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす私道について行う舗装工事、交通安全施設整備工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する<u>私道であること</u>。</p> <p>ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接している<u>こと</u>。</p> <p>イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>最低幅員が1.8メートル以上であること</u>。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る次の各号のいずれかに掲げる者（団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす私道について行う舗装工事、交通安全施設整備工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する<u>こと</u>。</p> <p>ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接している<u>最低幅員が0.9メートル以上の私道</u></p> <p>イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している<u>最低幅員が1.8メートル以上の私道</u></p> <p>ウ <u>最低幅員が0.9メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が0.9メートル以上1.8メートル未満の私道</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

現行				改正案				
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）				
事業		補助率	補助限度額	事業		補助率	補助限度額	
舗装工事	通り抜け道路 (別図のとおり私道の両端が公道に接している場合)	最少幅員が4 m以上の場合	10分の9	1件につき150万円	通り抜け道路 (別図のとおり私道の両端が公道に接している場合)	最低幅員が4 m以上の場合	10分の9	1件につき150万円
		最少幅員が4 m未満の場合	10分の8	1件につき125万円		最低幅員が1.8m以上4 m未満の場合	10分の8	1件につき125万円
						最低幅員が0.9m以上1.8 m未満の場合	10分の7	1件につき80万円
舗装工事	行き止まり道路 (別図のとおり私道の一端が公道に接している場合)	最少幅員が4 m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸以上の場合	10分の7	1件につき80万円	行き止まり道路 (別図のとおり私道の一端が公道に接している場合)	最低幅員が4 m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸未満の場合	10分の7	1件につき80万円
		上記以外の場合	10分の6	1件につき50万円		最低幅員が1.8m以上4 m未満の場合	10分の6	1件につき50万円
						最低幅員が0.9m以上1.8	10分の5	1件につき30万円

現行				改正案			
					m未満の場合		
交通安全施設	道路反射鏡	10分の5	1件につき5万円	交通安全施設整備工事	道路反射鏡	10分の5	1件につき5万円
	区画線	10分の5	1件につき5万円		区画線	10分の5	1件につき5万円
その他	市長が特に必要があると認める工事	10分の5	1件につき50万円	その他市長が特に必要があると認める工事		10分の5	1件につき50万円

奈良市私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道の整備を行う者に対し、予算の範囲内において奈良市私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持管理を行う一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 国、地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持管理を行っている公道以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る次の各号のいずれかに掲げる者（団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者）とする。

- (1) 私道の所有者
- (2) 私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者
- (3) 私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者
- (4) 私道が属する地域において組織されている自治会等

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は、補助対象者としな

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす私道について行う舗装工事、交通安全施設整備工事その他市長が特に必要であると認める工事とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接している最低幅員が0.9メートル以上の私道

イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が1.8メートル以上の私道

ウ 最低幅員が0.9メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が0.9メートル以上1.8メートル未満の私道

(2) 私道に出入口を有する、所有者の異なる住居が2戸以上あること。

(3) 工事に支障となる地下埋設物等がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道について行う事業は、補助対象事業としない。

(1) 1年以内に掘削する計画があるもの。

(2) 開発等により造成された私道で、完成後10年を経過していないもの

(3) 他の補助金の交付を受け整備された私道（附則第2項の規定による廃止前の奈良市私道整備要綱（平成7年奈良市告示第120号）に基づき整備された私道を含む。）で、その工事の完了後10年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、事業に係る私道を所有する者及び当該私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者を代表する者の全てから当該事業を行うことについて承諾を得られていない場合は、補助対象事業としない。ただし、やむを得ない理由により承諾が得られない場合において、第6条第1項第6号の確約書の提出があったときは、この限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助率及び補助限度額は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次条第1項第10号の工事費見積書に記載された見積額と市長が別に算出した補助基準額とを比較して少ない方の額に、前項の表の事業の区分に応じた補助率を乗じて得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、当該補助限度額を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 計画書（別記第1号様式）

- (2) 位置図
- (3) 現況平面図、現況横断図及び計画平面図
- (4) 補助対象者名簿（別記第2号様式）
- (5) 所有権者の承諾書（別記第3号様式）
- (6) 確約書（別記第4号様式）（第4条第3項ただし書に規定する場合に限る。）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 公図の写し及び登記事項証明書又は登記事項要約書
- (9) 誓約書（別記第5号様式）
- (10) 事業費に係る工事費見積書（数量計算書を含む。）
- (11) 市税の滞納がない旨を証明した書類（納税証明書）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該年度の6月1日から12月28日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）にしなければならない。

（着手等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、私道整備事業着手届（別記第6号様式）に工事請負契約書又は請書の写しを添えて市長に提出し、速やかに当該工事に着手しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の竣工平面図
- (2) 補助対象事業に係る工事の着工前、竣工を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とする。

（維持管理）

第9条 補助事業者は、補助金により整備された私道の機能を損なわないように、当該私道について適正に維持管理を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(奈良市私道整備要綱の廃止)

2 奈良市私道整備要綱は、廃止する。

3 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

事業		補助率	補助限度額	
舗装工事	通り抜け道路 (別図のとおり私道の両端が公道に接している場合)	最低幅員が4m以上の場合	10分の9	1件につき150万円
		最低幅員が1.8m以上4m未満の場合	10分の8	1件につき125万円
		最低幅員が0.9m以上1.8m未満の場合	10分の7	1件につき80万円
	行き止まり道路 (別図のとおり私道の一端が公道に接している場合)	最低幅員が4m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸以上の場合	10分の7	1件につき80万円
		最低幅員が4m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6戸未満の場合	10分の6	1件につき50万円
		最低幅員が1.8m以上4m未満の場合		

		最低幅員が0.9m以上 1.8m未満の場合	10分の 5	1件につき30万円
交通安全施設整備 工事		道路反射鏡	10分の 5	1件につき5万円
		区画線	10分の 5	1件につき5万円
		その他市長が特に必要があると認める工事	10分の 5	1件につき50万円

別記